

# サイバーセキュリティ分野における経済産業省との連携強化について (サイバー事案の対処及びサイバー脅威情報等の共有等に関する包括的な連携)



## 目的

我が国のサイバー状況把握力及びサイバー事案への対処能力の強化並びにサイバー安全保障の確保に資することを目的として、防衛省・経済産業省・IPAとの間で連携を強化すべく、協定書を締結（令和6年12月27日）。

## 概要

### (1) 自衛隊によるIPAの取組への貢献を通じたサイバーセキュリティ支援

- サイバーセキュリティ分野に係る対処能力の向上に関する研修にIPAからの求めに応じて講師を派遣するとともに、IPAが実施する研修に職員を派遣する。
- 助言・診断・リスク分析又は原因究明等の情報発信又は支援活動において、双方の制度の一体的・包括的な活用を促進するなど相互に連携する。

### (2) 情報提供等を通じた防衛産業との連携強化

- 防衛装備庁主催の防衛産業への講習会において、IPAの協力を得て、サイバー攻撃情報やその脅威について講義を行い、防衛産業のセキュリティ体制の構築を支援する。
- サイバーディフェンス連携協議会（CDC）に対するサイバー攻撃関連情報の共有・注意喚起

### (3) 3者間の新たな協議体（枠組み）を設置